様式第１号の５（第４条の４関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　６年　６月５　日

さいたま市長　清水 勇人　様

報告者

住　所　さいたま市大宮区大門町2-118

氏　名　鹿島建設株式会社 関東支店

執行役員支店長　野村 祥一

電話番号　048-658-7620

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第１２条の２第２項の規定により、令和５年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。

事業所の名称	鹿島建設株式会社　関東支店
事業所の所在地	さいたま市大宮区大門町2-118　大宮門街SQUARE11階
事業の種類	総合建設業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	２０２３年４月１日 ～ ２０２４年３月３１日

特別産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	０ｔ	全処理委託量	０ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	―ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	０ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	―ｔ	再生利用業者への処理委託量	０ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	―ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	―ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	―ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	―ｔ

※事務処理欄	

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類：　廃石綿等（飛散性アスベスト）　）

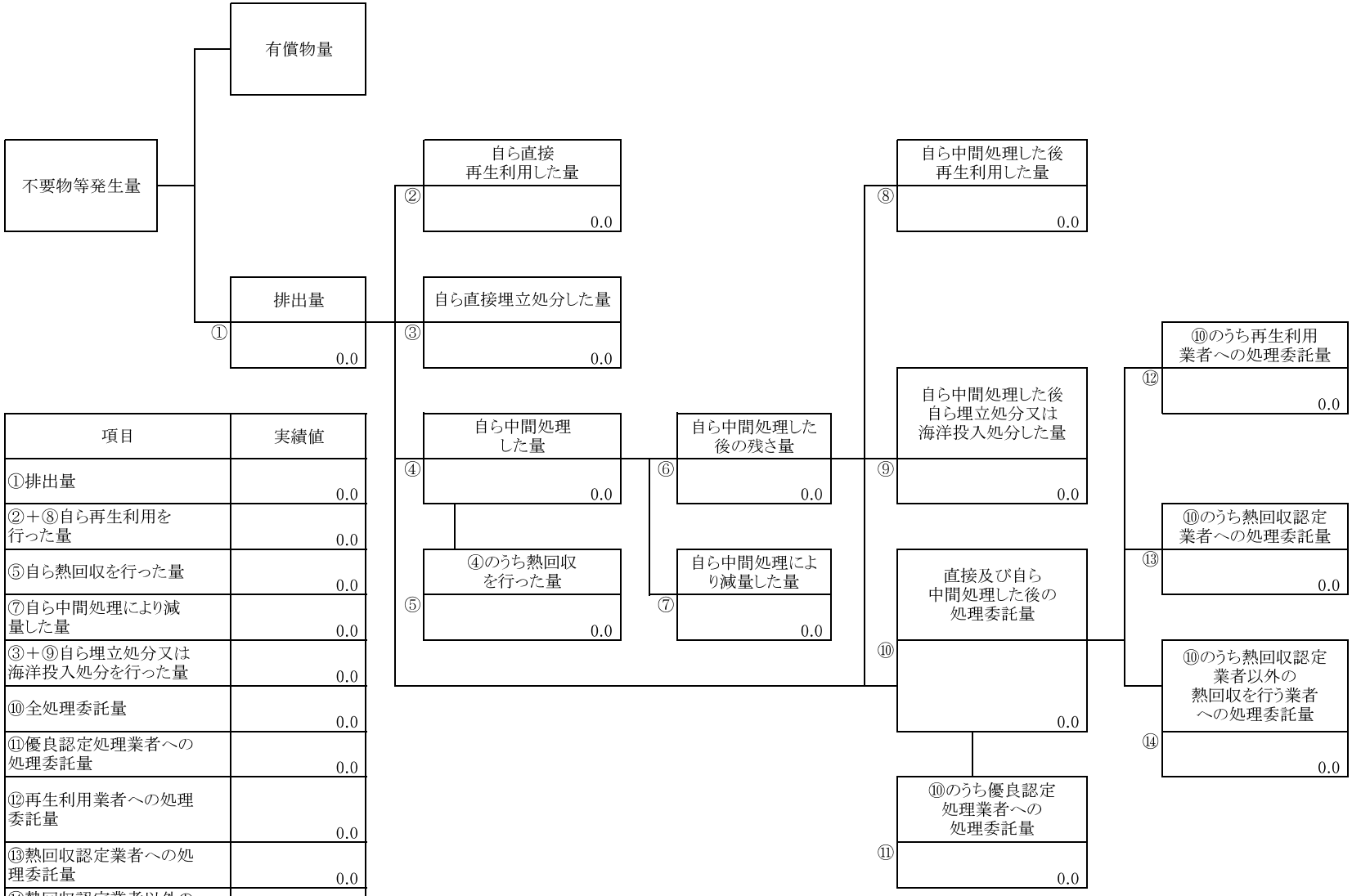

項目	実績値
①排出量	0.0
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0
⑤自ら熱回収を行った量	0.0
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0
⑩全処理委託量	0.0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0

（第2面）

（第３面）

備考

１　翌年度の６月３０日までに報告すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに報告すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、⑴から⒁に掲げる量を記入すること。

⑴　①欄　当該事業所において生じた特別管理産業廃棄物の量

⑵　②欄　⑴の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

⑶　③欄　⑴の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

⑷　④欄　⑴の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

⑸　⑤欄　⑷の量のうち、熱回収を行った量

⑹　⑥欄　自ら中間処理をした後の量

⑺　⑦欄　⑷の量から⑹の量を差し引いた量

⑻　⑧欄　⑹の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

⑼　⑨欄　⑹の量のうち、自ら埋立処分した量

⑽　⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

⑾　⑪欄　⑽の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の１１第２号に該当する者）への処理委託量

⑿　⑫欄　⑽の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の４の２第１項の認定を受けた者）への処理委託量

⒀　⒀欄　⑽の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

⒁　⒁欄　⑽の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　※事務処理欄は記入しないこと。

注　様式は日本産業規格Ａ４により作成すること。